

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成24年6月29日

【会社名】 株式会社じもとホールディングス

【英訳名】 Jimoto Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 栗野 学

【本店の所在の場所】 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社きらやか銀行
経営企画部長 川越 浩司
株式会社仙台銀行
取締役企画部長 芳賀 隆之

【最寄りの連絡場所】 株式会社きらやか銀行
山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社きらやか銀行 経営企画部
株式会社仙台銀行
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社仙台銀行 企画部

【電話番号】 株式会社きらやか銀行
(023)631局0001番(代表)
株式会社仙台銀行
(022)225局8241番(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社きらやか銀行
経営企画部長 川越 浩司
株式会社仙台銀行
取締役企画部長 芳賀 隆之

【届出の対象とした募集
有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 81,467,704,245円(注)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注)本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社きらやか銀行(以下「きらやか銀行」といいます。)及び株式会社仙台銀行(以下「仙台銀行」といいます。きらやか銀行及び仙台銀行を併せて以下「両行」といいます。)の平成24年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年6月6日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、株式移転計画の承認に関するきらやか銀行と仙台銀行の定時株主総会及び両行の普通株式の株主による各種類株主総会、並びにきらやか銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び仙台銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会が平成24年6月26日にそれぞれ開催されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するため、また、株主総会議事録の写し並びに仙台銀行の一部改定後の定款を添付書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

3 組織再編成に係る契約

5 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

8 組織再編成に関する手続

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

1 業績等の概要

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

株式の総数

発行済株式

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

（添付書類の追加）

きらやか銀行の定時株主総会および普通株主による種類株主総会議事録の写し
仙台銀行の定時株主総会および普通株主による種類株主総会議事録の写し
きらやか銀行の第 種優先株主による種類株主総会議事録の写し
仙台銀行の第 種優先株主による種類株主総会議事録の写し
仙台銀行の定款

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|---------------------------|--|
| 普通株式 | 178,877,671株 (注) 1、2、3 | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4、5 |

(注) 1. 省略

2. 株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成24年4月26日に開催された両行の取締役会の決議（本株式移転計画の承認）、平成24年6月26日に開催予定の両行の各定時株主総会及び普通株式の株主による各種類株主総会の各特別決議、同日に開催予定のきらやか銀行の第 種優先株式（以下「きらやか銀行第 種優先株式」といいます。）の株主による種類株主総会の特別決議、並びに同日に開催予定の仙台銀行の第 種優先株式（以下「仙台銀行第 種優先株式」といいます。）の株主による種類株主総会の特別決議に基づき発行する予定です。

3. ~ 5. 省略

(訂正後)

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|---------------------------|--|
| 普通株式 | 178,877,671株 (注) 1、2、3 | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4、5 |

(注) 1. 省略

2. 株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成24年4月26日に開催された両行の取締役会の決議（本株式移転計画の承認）、平成24年6月26日に開催された両行の各定時株主総会及び普通株式の株主による各種類株主総会の各特別決議、同日に開催されたきらやか銀行の第 種優先株式（以下「きらやか銀行第 種優先株式」といいます。）の株主による種類株主総会の特別決議、並びに同日に開催された仙台銀行の第 種優先株式（以下「仙台銀行第 種優先株式」といいます。）の株主による種類株主総会の特別決議に基づき発行する予定です。

3. ~ 5. 省略

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成の目的等】

（訂正前）

(1) 省略

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 省略

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と両行の状況は以下のとおりです。

両行は、両行の定時株主総会及び種類株主総会による承認を前提として、平成24年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

| 会社名 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 役員の兼任等 | | 資金 援助 | 営業上 の取引 | 設備の 賃貸借 |
|-----------------------|-------------------|--------------|-----------|---------------------|-------------|--------------|----------|------------|------------|
| | | | | | 当社役員 (名) | 当社従業員 (名) | | | |
| (連結子会社) 株式会社きらやか銀行 | 山形県 山形市 | 17,700 | 銀行業 | 100.0 | 8 (予定) | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 株式会社仙台銀行 | 宮城県 仙台市 青葉区 | 22,485 | 銀行業 | 100.0 | 8 (予定) | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |

(注) 1. 両行は、それぞれ有価証券報告書の提出会社であります。

2. 両行は、当社の特定子会社に該当する予定です。

3. 株式移転に伴う当社設立日（平成24年10月1日）をもって、両行は、当社の株式移転完全子会社となります。また、きらやか銀行は平成24年9月26日をもって上場廃止となります。

後略

(訂正後)

(1) 省略

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 省略

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と両行の状況は以下のとおりです。

両行は、両行の定時株主総会及び種類株主総会による承認に基づき、平成24年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

| 会社名 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 役員の兼任等 | | 資金 援助 | 営業上 の取引 | 設備の 賃貸借 |
|-----------------------|-------------------|--------------|-----------|---------------------|-------------|--------------|----------|------------|------------|
| | | | | | 当社役員 (名) | 当社従業員 (名) | | | |
| (連結子会社) 株式会社きらやか銀行 | 山形県 山形市 | 17,700 | 銀行業 | 100.0 | 8 (予定) | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 株式会社仙台銀行 | 宮城県 仙台市 青葉区 | 22,485 | 銀行業 | 100.0 | 8 (予定) | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |

(注) 1. 両行は、それぞれ有価証券報告書の提出会社であります。

2. 両行は、当社の特定子会社に該当する予定です。

3. 株式移転に伴う当社設立日（平成24年10月1日）をもって、両行は、当社の株式移転完全子会社となります。また、きらやか銀行は平成24年9月26日をもって上場廃止となります。

後略

3 【組織再編成に係る契約】

（訂正前）

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、それぞれの定時株主総会及び種類株主総会による承認を前提として、平成24年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする本株式移転計画を平成24年4月26日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合合意書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、きらやか銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株をきらやか銀行第 種優先株式1株に対して当社のA種優先株式1株を、仙台銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式6.5株を、仙台銀行第 種優先株式1株に対して当社のB種優先株式6.5株を、それぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、平成24年6月26日に開催される予定のきらやか銀行の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、同日に開催される予定のきらやか銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会、同日に開催される予定の仙台銀行の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、並びに同日に開催される予定の仙台銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、優先株式の取扱い、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2)株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 省略

（訂正後）

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、それぞれの定時株主総会及び種類株主総会による承認を前提として、平成24年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする本株式移転計画を平成24年4月26日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合合意書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、きらやか銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株をきらやか銀行第 種優先株式1株に対して当社のA種優先株式1株を、仙台銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式6.5株を、仙台銀行第 種優先株式1株に対して当社のB種優先株式6.5株を、それぞれ割当て交付します。本株式移転計画については、平成24年6月26日に開催されたきらやか銀行の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、同日に開催されたきらやか銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会、同日に開催された仙台銀行の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、並びに同日に開催された仙台銀行第 種優先株式の株主による種類株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、優先株式の取扱い、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2)株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 省略

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

（訂正前）

～ 省略

株券の不発行

仙台銀行は株式に係る株券を発行していますが、当社の定款には、株式に係る株券を発行する旨は規定されない予定です。これに対して、本届出書提出日現在、仙台銀行の定款には、株式に係る株券を発行する旨が規定されています。もっとも、仙台銀行は、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、並びに平成24年6月26日開催予定の仙台銀行第一種優先株式の株主による種類株主総会の決議に基づき、平成24年9月30日を効力発生日として、上記株式に係る株券の発行に関する定款の規定を削除することを予定しております。

（訂正後）

～ 省略

株券の不発行

仙台銀行は株式に係る株券を発行していますが、当社の定款には、株式に係る株券を発行する旨は規定されない予定です。これに対して、本届出書提出日現在、仙台銀行の定款には、株式に係る株券を発行する旨が規定されています。もっとも、仙台銀行は、平成24年6月26日開催された定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、並びに平成24年6月26日開催された仙台銀行第一種優先株式の株主による種類株主総会の決議に基づき、平成24年9月30日を効力発生日として、上記株式に係る株券の発行に関する定款の規定を削除することを予定しております。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

きらやか銀行

きらやか銀行の普通株式の株主が、その有するきらやか銀行の普通株式につき、きらやか銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をきらやか銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、きらやか銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

仙台銀行

仙台銀行の普通株式の株主が、その有する仙台銀行の普通株式につき、仙台銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を仙台銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、仙台銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

きらやか銀行

議決権の行使の方法としては、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、きらやか銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、きらやか銀行に提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記定時株主総会又は種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙の賛否を表示し、きらやか銀行に平成24年6月25日午後5時10分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、定時株主総会、種類株主総会ともに、法定の通知期限までに、きらやか銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、きらやか銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

仙台銀行

議決権の行使の方法としては、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、仙台銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、仙台銀行に提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には上記定時株主総会又は種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、仙台銀行（みずほ信託銀行株式会社証券代行部気付）に平成24年6月25日午後5時10分までに到着するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、仙台銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、仙台銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社普通株式は、基準時における両行の普通株主に割り当てられます。

きらやか銀行の普通株式の株主は、特段の手續を要することなく、自己のきらやか銀行の株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

一方、仙台銀行の普通株式の株主は、仙台銀行が振替株式発行会社ではないため、それぞれ、(i)自ら証券会社等に予め開設した株式の記録を受け取るための振替口座を仙台銀行に通知した場合には当該振替口座に、(ii)それ以外の場合には当社が普通株主のために開設する予定の特別口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

なお、本届出書提出日現在において仙台銀行は株券発行会社ですが、仙台銀行は平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会並びに平成24年6月26日開催予定の仙台銀行第一種優先株式の株主による種類株主総会において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更決議を行う予定であり、かつ、かかる定款変更の効力発生日を平成24年9月30日とする予定であるため、仙台銀行の株主から本株式移転に際して株券の提出がない場合であっても当社から株式の交付が行われることが予定されています。

(2)～(4) 省略

(訂正後)

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

きらやか銀行

きらやか銀行の普通株式の株主が、その有するきらやか銀行の普通株式につき、きらやか銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催された定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をきらやか銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、きらやか銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

仙台銀行

仙台銀行の普通株式の株主が、その有する仙台銀行の普通株式につき、仙台銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催された定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を仙台銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、仙台銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

きらやか銀行

議決権の行使の方法としては、平成24年6月26日開催された定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、きらやか銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、きらやか銀行に提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記定時株主総会又は種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙の賛否を表示し、きらやか銀行に平成24年6月25日午後5時10分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、定時株主総会、種類株主総会ともに、法定の通知期限までに、きらやか銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、きらやか銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

仙台銀行

議決権の行使の方法としては、平成24年6月26日開催された定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、仙台銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、仙台銀行に提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には上記定時株主総会又は種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、仙台銀行（みずほ信託銀行株式会社証券代行部気付）に平成24年6月25日午後5時10分までに到着するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、仙台銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、仙台銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社普通株式は、基準時における両行の普通株主に割り当てられます。

きらやか銀行の普通株式の株主は、特段の手續を要することなく、自己のきらやか銀行の株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

一方、仙台銀行の普通株式の株主は、仙台銀行が振替株式発行会社ではないため、それぞれ、(i)自ら証券会社等に予め開設した株式の記録を受けるための振替口座を仙台銀行に通知した場合には当該振替口座に、(ii)それ以外の場合には当社が普通株主のために開設する予定の特別口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

なお、本届出書提出日現在において仙台銀行は株券発行会社ですが、仙台銀行は平成24年6月26日開催された定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会並びに平成24年6月26日開催された仙台銀行第一種優先株式の株主による種類株主総会において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更決議を行い、かつ、かかる定款変更の効力発生日を平成24年9月30日としているため、仙台銀行の株主から本株式移転に際して株券の提出がない場合であっても当社から株式の交付が行われることが予定されています。

(2)～(4) 省略

8 【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

(1) 省略

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成24年3月31日 定時株主総会及び種類株主総会に係る基準日(両行)
平成24年4月26日 経営統合合意書及び株式移転計画書承認取締役会(両行)
平成24年4月26日 経営統合合意書締結及び株式移転計画書作成(両行)
平成24年6月26日(予定) 株式移転計画承認定時株主総会(両行)
平成24年6月26日(予定) 株式移転計画承認種類株主総会(普通株式)(両行)
平成24年6月26日(予定) 株式移転計画承認種類株主総会(第一種優先株式)(きらやか銀行)
平成24年6月26日(予定) 株式移転計画承認種類株主総会(第二種優先株式)(仙台銀行)
平成24年9月26日(予定) 東京証券取引所上場廃止日(きらやか銀行)
平成24年10月1日(予定) 当社設立登記日(本株式移転効力発生日)
平成24年10月1日(予定) 当社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行で協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

組織再編成対象会社の普通株式の株主について

きらやか銀行

きらやか銀行の普通株式の株主が、その有するきらやか銀行の普通株式につき、きらやか銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をきらやか銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、きらやか銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日(平成24年6月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

仙台銀行

仙台銀行の普通株式の株主が、その有する仙台銀行の普通株式につき、仙台銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を仙台銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、仙台銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

省略

（訂正後）

(1) 省略

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成24年3月31日 定時株主総会及び種類株主総会に係る基準日（両行）
平成24年4月26日 経営統合合意書及び株式移転計画書承認取締役会（両行）
平成24年4月26日 経営統合合意書締結及び株式移転計画書作成（両行）
平成24年6月26日 株式移転計画承認定時株主総会（両行）
平成24年6月26日 株式移転計画承認種類株主総会（普通株式）（両行）
平成24年6月26日 株式移転計画承認種類株主総会（第 種優先株式）（きらやか銀行）
平成24年6月26日 株式移転計画承認種類株主総会（第 種優先株式）（仙台銀行）
平成24年9月26日（予定）東京証券取引所上場廃止日（きらやか銀行）
平成24年10月1日（予定）当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成24年10月1日（予定）当社株式上場日

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行で協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

組織再編成対象会社の普通株式の株主について

きらやか銀行

きらやか銀行の普通株式の株主が、その有するきらやか銀行の普通株式につき、きらやか銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催された定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をきらやか銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、きらやか銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

仙台銀行

仙台銀行の普通株式の株主が、その有する仙台銀行の普通株式につき、仙台銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成24年6月26日開催された定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を仙台銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、仙台銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成24年6月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

省略

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

（訂正前）

| | |
|------------|--|
| 平成24年4月26日 | 両行は、それぞれ株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合合意書の締結を決議いたしました。 |
| 平成24年6月26日 | きらやか銀行は、きらやか銀行第 種優先株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。 |
| 平成24年6月26日 | 仙台銀行は、仙台銀行第 種優先株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。 |
| 平成24年6月26日 | きらやか銀行は、その定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。 |
| 平成24年6月26日 | 仙台銀行の定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。 |
| 平成24年10月1日 | 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。 |

なお、完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）をご参照ください。

（訂正後）

| | |
|------------|--|
| 平成24年4月26日 | 両行は、それぞれ株主総会の承認を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合合意書の締結を決議いたしました。 |
| 平成24年6月26日 | きらやか銀行は、きらやか銀行第 種優先株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて承認を受けました。 |
| 平成24年6月26日 | 仙台銀行は、仙台銀行第 種優先株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて承認を受けました。 |
| 平成24年6月26日 | きらやか銀行は、その定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて承認を受けました。 |
| 平成24年6月26日 | 仙台銀行の定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて承認を受けました。 |

平成24年10月1日 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成24年6月26日提出、仙台銀行については平成24年6月26日提出）をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の業績等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の業績等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成24年6月26日提出、仙台銀行については平成24年6月26日提出）をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の対処すべき課題につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の対処すべき課題につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成24年6月26日提出、仙台銀行については平成24年6月26日提出）をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営上の重要な契約等につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営上の重要な契約等につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成24年6月26日提出、仙台銀行については平成24年6月26日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の研究開発活動につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の研究開発活動につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成24年6月26日提出、仙台銀行については平成24年6月26日提出）をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両行の有価証券報告書(きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出)、きらやか銀行の四半期報告書(平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出)及び仙台銀行の半期報告書(平成23年11月18日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両行の有価証券報告書(きらやか銀行については平成24年6月26日提出、仙台銀行については平成24年6月26日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 省略

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 省略

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成24年6月26日提出、仙台銀行については平成24年6月26日提出）をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 省略

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 省略

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成24年6月26日提出、仙台銀行については平成24年6月26日提出）をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(訂正前)

(1) 【株式の総数等】

平成24年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|--------|---------------|
| 普通株式 | 1,600,000,000 |
| A種優先株式 | 100,000,000 |
| B種優先株式 | 130,000,000 |
| C種優先株式 | 200,000,000 |
| D種優先株式 | 200,000,000 |
| 計 | 1,600,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|--------|--------------------------|--------------------------------|--|
| 普通株式 | 178,877,671 (注) 2、3 | 東京証券取引所 | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4、5 |
| A種優先株式 | 100,000,000 (注) 1、2、3 | - | 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。 (注) 6、7、8 単元株式数は100株です。 |
| B種優先株式 | 130,000,000 (注) 1、2、3 | - | 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。 (注) 6、7、8 単元株式数は100株です。 |
| 計 | 408,877,671 | - | - |

(注) 1. ~ 2. 省略

3. 普通株式、A種優先株式及びB種優先株式は、関係官庁の許認可等を前提として、平成24年4月26日に開催された両行の取締役会の決議(本株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成24年6月26日に開催予定の両行の定時株主総会、同日に開催予定の両行の普通株主による種類株主総会、同日に開催予定のきらやか銀行の第 種優先株式の株主による種類株主総会、及び同日に開催予定の仙台銀行の第 種優先株式の株主による種類株主総会の各特別決議(本株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。
4. ~ 8. 省略

(2)~(7) 省略

(訂正後)

(1) 【株式の総数等】

平成24年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|--------|---------------|
| 普通株式 | 1,600,000,000 |
| A種優先株式 | 100,000,000 |
| B種優先株式 | 130,000,000 |
| C種優先株式 | 200,000,000 |
| D種優先株式 | 200,000,000 |
| 計 | 1,600,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 発行数（株） | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|--------|--------------------------|--------------------------------|--|
| 普通株式 | 178,877,671 (注) 2、3 | 東京証券取引所 | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4、5 |
| A種優先株式 | 100,000,000 (注) 1、2、3 | - | 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。 (注) 6、7、8 単元株式数は100株です。 |
| B種優先株式 | 130,000,000 (注) 1、2、3 | - | 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。 (注) 6、7、8 単元株式数は100株です。 |
| 計 | 408,877,671 | - | - |

(注) 1. ~ 2. 省略

3. 普通株式、A種優先株式及びB種優先株式は、関係官庁の許認可等を前提として、平成24年4月26日に開催された両行の取締役会の決議（本株式移転計画の承認及び株主総会への付議）及び平成24年6月26日に開催された両行の定時株主総会、同日に開催された両行の普通株主による種類株主総会、同日に開催されたきらやか銀行の第 種優先株式の株主による種類株主総会、及び同日に開催された仙台銀行の第 種優先株式の株主による種類株主総会の各特別決議（本株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。

4. ~ 8. 省略

(2) ~ (7) 省略

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成23年6月28日提出、仙台銀行については平成23年6月29日提出）、きらやか銀行の四半期報告書（平成23年8月8日、平成23年11月25日及び平成24年2月13日提出）、及び仙台銀行の半期報告書（平成23年11月18日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（きらやか銀行については平成24年6月26日提出、仙台銀行については平成24年6月26日提出）をご参照ください。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

きらやか銀行事業年度 第163期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
平成23年6月28日関東財務局長に提出仙台銀行事業年度 第90期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
平成23年6月29日東北財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

きらやか銀行事業年度 第164期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）平成23年8月8日関東財務局長に提出事業年度 第164期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）平成23年11月25日関東財務局長に提出事業年度 第164期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）平成24年2月13日関東財務局長に提出仙台銀行事業年度 第91期中（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）平成23年11月18日東北財務局長に提出

【臨時報告書】

きらやか銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成24年6月6日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書平成23年7月1日に関東財務局長に提出企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書平成24年3月23日関東財務局長に提出企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書平成24年4月26日関東財務局長に提出仙台銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成24年6月6日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づく臨時報告書平成23年9月15日東北財務局長に提出企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書平成24年4月26日東北財務局長に提出

省略

（訂正後）

【有価証券報告書及びその添付書類】

きらやか銀行

事業年度 第164期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月26日関東財務局長に提出

仙台銀行

事業年度 第91期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月26日東北財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

きらやか銀行

該当事項はありません。

仙台銀行

該当事項はありません。

【臨時報告書】

きらやか銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成24年6月29日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成24年6月29日に関東財務局長に提出

仙台銀行

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成24年6月29日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書
平成24年6月26日東北財務局長に提出

省略